除却促進関連支援

チラシはこちら

文化住宅等売却支援

- O 売却する文化住宅の土地が共有名義の場合の申請者は?
- A 売買契約における売主が申請者となります。持分契約や分筆契約の場合は、個々の申請になりますが、助成限度額は持分割合となります。(持分1/2の場合は助成限度額45万円)
- Q 文化住宅2棟を2契約で売却した場合、助成件数は2件となりますか
- A 同一敷地内であれば、助成件数は1件です。道路等で区分された敷地で契約が複数になる場合は、契約件数が助成件数となります。
- Q 文化住宅を居住者付きで住宅事業者に売却しましたが、借家人が退去せずに除却されない場合、助成額は 支払われますか
- A 除却されることが助成要件となりますので、助成金はお支払いできません
- O 拡幅予定のある主要生活道路沿いにある文化住宅を住宅事業者に売却したいのですが…
- A 市の事業に協力することが助成要件となっています。まずは市にご相談ください

除却促進支援

- Q 除却し、すぐに売却する予定です。除却促進支援と売却支援両方助成申請できますか
- A 併用はできません。それぞれの支援内容についてはセンターまでお問い合わせください
- O 除却関連費用とは具体的にどのような費用ですか
- A 測量費や入居者移転に係る経費、除却後の土地を適正に管理する経費など、市による解体除却補助費以 外の経費が対象となります
- Q 支援2年目の年末に売却することが決まりました。今年度分の助成を受けることはできますか
- A 申請年度の2月末日時点でセンターが現状や所有者の確認等の検査を行ったうえでのお支払いとなります。 2月末日時点で所有者が変更になっていた場合、お支払いはできません。

隣地統合支援

チラシはこちら

- O 隣地統合に係る費用のうち、どのようなものが対象となりますか
- A 隣地統合に伴う測量及び明示費用、登記費用、不動産買取に係る仲介手数料などです。センターが認めた 必要額の1/2以内で上限が50万円となります
- Q 隣接する用地を取得すれば、いつでも助成申請は可能ですか
- A 事前協議完了日から1年以内に隣接地の取得及び土地の所有権の移転登記が完了してからの申請となります
- Q 隣地統合で一度支援を受け、その後同じ土地で再度統合する場合も支援の対象となりますか
- A 要件が合致すれば対象となります
- O 隣接地について、直系の家族所有のものも支援の対象となりますか
- A 補助対象者、補助対象者の配偶者の2親等以内の直系親族が所有していないことが条件となります

空き地コモンズ整備支援

チラシはこちら

- Q 売却する文化住宅の土地が共有名義の場合の申請者は?
- A 売買契約における売主が申請者となります。持分契約や分筆契約の場合は、個々の申請になりますが、助成限度額は持分割合となります(持分1/2の場合は助成限度額45万円)
- Q 文化住宅2棟を2契約で売却した場合、助成件数は2件となりますか
- A 同一敷地内であれば、助成件数は1件です。道路等で区分された敷地で契約が複数になる場合は、契約件数が助成件数となります
- Q 文化住宅を居住者付きで住宅事業者に売却しましたが、借家人が退去せずに除却されない場合、助成額は 支払われますか
- A 除却されることが助成要件となりますので、助成金はお支払いできません
- Q 拡幅予定のある主要生活道路沿いにある文化住宅を住宅事業者に売却したいのですが…
- A 市の事業に協力することが助成要件となっています。まずは市にご相談ください

感震ブレーカー設置支援

チラシはこちら

- Q 地域の自治会が助成対象区域外を含んでいる場合は、助成対象となりますか
- A 助成対象区域内の範囲を原則としますが、助成対象区域外にも及んでいる場合も、同一の自治会等である場合は連続性・一体性を勘案し、柔軟に対応します
- Q 密集エリア内の自治会等で加入世帯の概ね50%以上の設置率が必要とされていますが、自治体等全体で 50%に満たない場合は申請できませんか
- A 自治会等全体で50%に満たない場合でも、自治地等の中で道路に囲まれる範囲で50%を超えているブロックがあれば、ブロック単位で助成対象にします。
- Q マンション単体で申請は可能ですか
- A 耐火性能を有する共同住宅棟のみでの申請はできませんが、周辺のまちづくり協議会等と一緒に申請される場合は助成対象となることがあります。まずはセンターにご相談ください
- Q 感震ブレーカーの設置確認はありますか
- A 申請団体で確認をお願いします。後日、センターからも検査を行います